

地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会運営規則

平成30年6月20日

地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会決定

(総則)

第1条 地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項は、『「地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会」の開催について』（平成30年6月20日内閣府地方創生推進事務局長決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(座長及び座長代理)

第2条 座長は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

2 座長代理は、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の議事)

第3条 委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。

2 座長は、議事の経過について、議事要旨を作成して委員会に報告するものとする。

3 議事要旨は、原則として公表する。ただし、各年度において、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画（以下「計画」という。）の認定及び認定された計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金」という。）の交付の決定の前に作成した議事要旨については、当該計画の認定及び交付金の交付の決定の後に公表するものとする。

(利益相反の管理)

第4条 委員は、計画の認定、交付金の交付の決定及び計画の推進に係る評価に関して、次に掲げる場合、当該計画に係る評価に加わらないものとする。

一 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた組織に関する計画

二 前号に掲げるもののほか、委員が公平かつ中立に評価を行うことが困難であると判断される計画

2 委員は、前項に該当する又は該当する可能性がある場合、内閣府地方創生推進事務局に速やかに申し出るものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年6月20日から施行する。